

## I 介護サービス利用料金 ※2割負担、3割負担の場合、下記( )内の金額となります。

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①サービス利用料	682円/日 2割(1,364円) 3割(2,046円)	753円/日 2割(1,506円) 3割(2,259円)	828円/日 2割(1,656円) 3割(2,484円)	901円/日 2割(1,802円) 3割(2,703円)	971円/日 2割(1,942円) 3割(2,913円)
②看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	保 険 給 付 対 象	(Ⅰ)12円/日 2割(24円)・3割(36円) (Ⅱ)23円/日 2割(46円)・3割(69円) 常勤看護師の配置条件を満たしているため頂戴します。			
③日常生活継続支援加算		46円/日 2割(92円)・3割(138円) 厚生労働大臣が定める施設基準(要介護4以上、経管栄養等の重度者受入、介護福祉士の配置)を満たしているため、加算されます。			
④栄養マネジメント強化加算		11円/日 2割(22円)・3割(33円) 常勤管理栄養士の配置条件を満たしているため頂戴します。			
⑤科学的介護推進体制加算Ⅰ		40円/月 2割(80円)・3割(120円) 厚生労働省が介護に関するデータを集計するための加算です。			
⑥介護職員等処遇改善加算Ⅰ		①～⑤の費用(個別加算対象の方は、下表Ⅱの費用も加えての計算となります。)に14%を掛けた金額を頂戴します。 基準を満たした施設の介護職員処遇改善のための加算です。			
⑦食事に係る負担		1,445円/日			
⑧居室に係る負担		2,066円/日			
⑨濃厚流動食サービス費		1食100円(1日300円) ※胃ろう注入を行う方で、負担段階が第4段階の方が対象です。			
⑩貴重品の管理費		300円/月			
⑪看取り介護加算		亡くなられた日以前31～45日 72円/日 2割(144円)・3割(216円) 亡くなられた日以前4～30日 144円/日 2割(288円)・3割(432円) 亡くなられた日の前日及び前々日 680円/日 2割(1,360円)・3割(2,040円) 亡くなられた日 1,280円/日 2割(2,560円)・3割(3,840円) 基準に適合した入居者が、看取り介護を受けた場合、その期間に応じて加算されます。			

## II 個別加算等

項目	費用	
⑨初期加算	30円/日 2割(60円)・3割(90円) 入居日より30日間加算。1か月を超える入院の後、再入居された場合も、30日間加算されます。	
⑩療養食加算	6円/1食 2割(12円)・3割(18円) 糖尿病等食事治療が必要な方で、主治医の食事せんに基づき療養食が提供された場合に1食あたり加算されます。	
⑪看取り介護加算	亡くなられた日以前31～45日	72円/日 2割(144円)・3割(216円)
	亡くなられた日以前4～30日	144円/日 2割(288円)・3割(432円)
	亡くなられた日の前日及び前々日	680円/日 2割(1,360円)・3割(2,040円)
	亡くなられた日	1,280円/日 2割(2,560円)・3割(3,840円)
	基準に適合した入居者が、看取り介護を受けた場合、その期間に応じて加算されます。	

### III その他

項目	費用
①理美容サービス	要した費用の実費をいただきます
②個別に希望されるメニュー	要した費用の実費をいただきます
③クラブ活動費	1回の参加につき100円
④喫茶	1メニューにつき100円
⑤複写物の交付	1枚につき15円
⑥日常生活上必要となる諸費用	要した費用の実費をいただきます
⑦外泊時費用(日額)	246円(6日間を限度) 外泊、入院時に居室確保のために頂戴します。

### IV 補足給付

「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方については、負担限度額を下記の通りにいたします。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食事に係る負担(日額)	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
居室に係る負担(日額)	880円		1,370円		2,066円

### V 月額料金【概算】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	62,216円	64,645円	67,210円	69,706円	72,100円
第2段階	64,916円	67,345円	69,910円	72,406円	74,800円
第3段階①	87,416円	89,845円	92,410円	94,906円	97,300円
第3段階②	108,716円	111,145円	113,710円	116,206円	118,600円
第4段階(1割)	132,146円	134,575円	137,140円	139,636円	142,030円
第4段階(2割)	158,662円	163,520円	168,650円	173,642円	178,430円
第4段階(3割)	185,178円	192,465円	200,160円	207,648円	214,830円

□長野市は地域区分の適用となっているため、サービス利用料(1割負担額)に対し、1単位当たりが 10.14 円で計算されています。負担割合については、毎年更新(8/1 から1年間)の「介護保険負担割合証」で決定されます。

□「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方については、食費及び居住費が証書記載の額に減額されます。

(上記IV補足給付の表を参照)

□社会福祉法人等利用者負担減免を受けている方は、介護保険1割負担額、食費及び居住費が証書に記載の減額率で減額されます。

□上記金額はあくまでも概算の金額(月額料金は30 日で計算)です。実際の請求額に若干の差異が生じることをご承知おきください。

令和6年8月1日改定